

京都市子ども・子育て会議 第4回幼児教育・保育部会

会議録

| | | |
|-----|--|---|
| 日 時 | 平成26年4月14日（月） 14：00～16：30 | |
| 場 所 | 京都府医師会館2階 212会議室 | |
| 出席者 | 委員 | 天野珠路委員，安藤和彦委員，一村大輔委員，井上直樹委員，柿沼平太郎委員，加藤和子委員，河嶋喜矩子委員，川島由里子委員，熊谷知子委員，白井敞子委員，中武由美子委員，中西拓委員，藤木恵委員，藤本明弘委員，升光泰雄委員，丸橋泰子委員，矢島里美委員，吉田正幸委員 |
| | 特別委員 | 阪井一代委員 |
| 欠席者 | 委員 | 石垣一也委員，畑奈津子委員，畑山博委員 |
| 次 第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 前部会の質問に対する回答等 2 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育提供区域ごとの幼児教育・保育の量の見込みについて（審議） (2) 地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域ごとの量の見込みについて（審議） (3) 施設・事業の認可基準等について（審議） | |

○長谷川施設整備担当課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第4回京都市子ども・子育て会議 幼児教育・保育部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます保育課施設整備担当課長の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、市民の皆様に議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

それではまず初めに、4月1日付で事務局に人事異動がありましたので、異動者を御紹介させていただきます。保育課長の上田でございます。

○上田保育課長

上田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○長谷川施設整備担当課長

公営保育所担当課長の坂本でございます。

○坂本公営保育所担当課長

坂本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川施設整備担当課長

児童家庭課長の安見でございます。

○安見児童家庭課長

安見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川施設整備担当課長

教育委員会事務局総務課担当課長の檜木でございます。

○檜木担当課長

檜木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川施設整備担当課長

最後に、私、長谷川も4月1日付で異動して参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、保育課長の上田から御挨拶をさせていただきます。

○上田保育課長

皆様、こんにちは。保育課長の上田でございます。この幼児教育・保育部会第1回の2月4日から前回の3月17日の第3回まで色々な視点から深く御議論いただいてきたと言うことを聞いております。誠にありがとうございます。本日につきましては、もうそろそろ国の方へ量の見込みを報告しないといけない期限が迫っておりますことから、一定程度この部会で取りまとめをいただくということになっております。皆様お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○長谷川施設整備担当課長

本日の会議につきましては、特別委員を含めまして、22名の部会委員に御参画をお願いしております。本日天野委員、柿沼委員におかれましては、所用のため少し遅れられるという連絡をいただいております。また、石垣委員、畑委員及び畑山委員におかれましては、所要のため御欠席されるという御連絡をいただいております。「京都市子ども・子育て会議条例施行規則」第2条第3項におきまして、部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、委員22名中現時点で17名の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、議事に入ります前に、資料の御確認をお願いいたします。委員の皆様のお席には、本日の3つの議題の資料といたしまして、お手元の次第の中段の箱書きに記載のとおり、資料1、資料2-1～2-5、資料3の資料一式を御準備しております。その中で、資料3につきましては、申し訳ございませんが、事前にお送りしている資料から、一部変更、追加がございます。資料3別紙1を御覧ください。「認可基準の具体的な項目」は網掛けと加筆を行い、資料3別紙2といたしまして、「国基準案のパブリックコメントの内容」を追加しております。資料に不足等がございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、早速ではございますが、本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、安藤部会長にお願いしたいと存じます。安藤部会長、よろしくお願いたします。

○安藤部会長

それでは、これ以降、私の方で進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日は当初予定をしておりました議題から減りましたが、内容的に審議内容が盛りだくさんとなっております。また、本日は幼児教育・保育及び地域子育て支援事業の、今お話がありましたように、量の見込みについてはこれまでの議論を踏まえて部会としての決議を行い、4月24日に予定されている子ども・子育て会議の本会に報告したいと考えております。会議の予定としましては16時頃までを目途として進めて参りたいと思っております。限られた時間の中で審議を深めていくために効率的な議事運営に御協力をお願いしたいと思います。まず議題に入る前に前回、第3回の部会において、委員の皆様に質問票を配布させていただきましたところ、委員の方から御質問及び御意見をいただいておりますので、事務局の方から御回答をお願いしたいと思います。

1 前部会の質問に対する回答等について

事務局（荒木制度改革担当課長）から、「第3回 幼児教育・保育部会の質問について」を用いて回答。

○安藤部会長

ありがとうございます。今の説明に何か皆さん御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは先に進ませていただきたいと思います。それでは本日の進行について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○荒木制度改革担当課長

それでは本日の進行についてでございますが、次第にも記載させていただいておりますが、まず、資料1の『教育・保育提供区域ごとの幼児教育・保育の量の見込みについて』ご審議をいただきたいと考えております。続きまして資料2-1～2-5の『地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域ごとの量の見込みについて』、御審議いただきたいと考えております。最後に、資料3の『施設・事業の認可基準等について』を御審議いただきたいと考えております。

○安藤部会長

それではまず1つ目の議題、『教育・保育提供区域ごとの幼児教育・保育の量の見込みについて』、事務局から説明をお願いしたいと思います。

2 教育・保育提供区域ごとの幼児教育・保育の量の見込みについて

事務局（荒木制度改革担当課長）から、資料1を用いて、教育・保育提供区域ごとの幼児教育・保育の量の見込みについて説明。

○安藤部会長

ありがとうございます。それでは、ただいまの議題について質問がございましたらお願いしたいと思います。恐れ入りますが発言に当たりましては、まずお名前をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉田委員

資料1について教えていただきたいということでございます。3ページのところで京都市における量の見込み（全市）ということでございますが、参考までに可能であれば26年度、26年度が出ていないのであれば25年度のこの表に該当する数字を出していただいた方が今現在から見込みでどうかということが分かりやすいと思いますので1点はそれをお願いしたいということ、幼児教育でいわゆる1号認定の数字が出てございますが、これは要保育率とは言わないと思いますけれども、幼稚園の利用率のデータも出していただくと推移が見えていいのかなと思います。そのデータが分かれば別に今でなくてもいいのですが、お示しいただければという要望でございます。

○荒木制度改革担当課長

もし口頭でもよろしければ読み上げたいと思います。まず0歳児の25年4月1日現在でございますが、一番上の小学校入学前児童数から順番に言いますと、10,756人です。保育の量（3号）は2,037人、要保育率は24.0%になります。それから1・2歳児の小学校入学前児童数でございますが、22,490人になります。保育の量（3号）で言いますと、9,909人となり、これで計算しますと、44.1%になります。3～5歳児ですが、小学校入学前児童数は33,545人でして、保育の量（2号）で言

いますと、16,833人。これで計算しますと要保育率が50.2%となって参ります。幼児教育（1号）でございますが、15,583人となります。その下の合計ですが、小学校入学前児童数は66,791人になりまして、保育の量が28,779人、要保育率は43.1%になります。幼児教育の利用率については15,583人を66,791人で割った数字になりますので、23.3%になります。また、下の※を説明するのを忘れておりましたが、2つ目のところを見ていただきますと25年度から31年度までに、2号は3,208人、3号は3,154人、計6,362人を量の見込みとしては確保していく、増える部分であると算定しております。

○吉田委員

幼児教育（1号）は3歳以上でございますので、利用率は0～5歳児で割るのではなく、3～5歳児の33,545人で割った率ではないですか。

○荒木制度改革担当課長

3～5歳児で割りますと、46.5%でございます。

○藤本委員

ちょっと教えていただきたいのですが、ニーズ調査の質問項目を私もかなり記憶が定かではないのですが、いわゆる1ページの帯グラフを見て、左側が保育利用児童数で、右側が保育未利用児童数ということでここに幼稚園を現在利用している人は含まれるということは良く分かりました。その中に潜在要保育児童数というのがあって、ここには現在は幼稚園に通っているけれども、実は保育園の方を希望している方もここに入るのですよね。その保育園を希望しているというのは、ニーズ調査のどういうところから導かれたのか簡単に結構なので、実際にその方が、保育園を希望するという項目があったのかどうか分からないのですけれども、そういう欄に自身が○をされているのか、あるいは単純に仕事をしているというところだけで、潜在的な要保育児童数としてカウントされているのかちょっとその辺りを教えてください。

○荒木制度改革担当課長

潜在的な要保育児童数の中に、仰るように現在幼稚園に通っておられる方もカウントしているのですが、幼稚園に通い続けるという希望をお持ちの方も当然いらっしゃいますので、それも含めて要保育、園ではなく要保育と書かせていただいております。この潜在的な要保育児童数の中には今後も幼稚園で預かり保育でやっていきたいという方も含まれるとそういう風に御理解いただければと思います。それとどのような方が潜在的な要保育児童になっているかと言いますと、2ページの②ニーズ調査結果から潜在的な要保育児童を抽出するところのa, b, cで書かせていただいておりますが、御両親が月48時間以上働いている方でありまして、この48時間といたしますが、国の方で議論されている中でそれ以上につきまして保育の対象としようと言われている就労の下限時間でございまして、父母ともに働いているものの、いずれか1人が月48時間未満ですが、フルタイムを希望されている方でありまして、後、父母の両方もしくはいずれかが働いていない、要する

に保育は家でできるような状態ということなのですが、1年以内には月48時間以上の就労を希望されている方、こういう方をニーズ調査からピックアップして参りまして、数を推計しております。

○藤本委員

何度もすいません、幼稚園連盟の藤本です。今の説明は分かりましたけれども、そうすると1ページの表を見ると、今の説明は分かるのですけれども、あたかも潜在的な要保育児童数というのが全部幼稚園ではなくて、保育園の方を希望しているというような視覚的な非常に印象が強いと思うのですが、私だけかもしれないですけれども、それからもう1つが今仰った説明で言うと働いているという切り口だけで、働いているけれども私は幼稚園に通わせたいという人たちは全く意思がどこにもすくいとれないで制度設計に反映されるというのは違和感を感じるのですけれども、こういうカウントの仕方しかありえないわけでしょうか。

○荒木制度改革担当課長

確かにここは言葉足らずなところがあって、これはまた、全体会に向けて資料のみせ方は工夫したいと思いますが、実際にどのように量を確保していくのかということについて今後ここで御議論、御審議いただくことになるのですが、その際には先ほども申し上げましたが、実際に認定すれば2号認定になるお子さんであるかもしれませんが、引き続き幼稚園を希望されている方というのは引き続き預かり保育等で対応していくということになって参りますので、その分も踏まえて量の確保方策を出していくと、それは今後提供体制の確保を議論する中で、このうちのこれだけは幼稚園でこれまで通り預かり保育で対応していこうと、そのため、預かり保育の量をこれだけ整備していこうと、そういうような形で具体的に今後は議論をしていくということになろうかと思っております。

○升光委員

幼稚園協会の升光です。字がいっぱい分からないと言ったのは多分私だと思うのですが、表をこういう形でまとめていただいて、それぞれ分かりやすくしていただいて感謝しております。私も今の藤本先生と同じところが引っかかっていたのですが、まずは要保育という言い方のところがちょっと気にはなるのですけれども、国がそういうニーズ調査を踏まえてどのぐらいの量の見込みがあるかを示せということなので、示さざるを得ないのかなと思います。ただ京都の場合は要保育というのと同時にそこには今御説明いただいたようなニュアンスがあって、量の提供をどういう形で確保していくかのところでぜひ就労しながらもできるだけ子育てを、というその辺の思いが反映されるような器作りをみんな確認していけたらいいなと思います。何とかその子ども子育てを京都から報告するところにはあるところは国から示された基準というか、ニーズ調査を反映して答えなければいけないらしいのでそうしなければいけないですが、ぜひ京都言葉じゃないですけれども、潜在的な要保育～というロマンチックな言葉を、次期プランを作るときに何か作っていききたいなという気はしました。その48時間というのがここでもずいぶん話に出ていたし、要

保育（2号認定）になると、11時間という権利が出てくるというのがありますよね、今までの話の中で。そうすると権利があるのだからそんなに必要なくても預けるということになって、子育ての一番根幹のところを委ねてしまわないように、もちろん必要な方はたくさんいらっしゃると思いますし、それに対して2号認定がされてというのは良いのですが、そうではないところがあるということを確認しあっていきたいなと思いました。

○藤本委員

先ほど荒木課長さんがお話しいただいたことで、とりあえず良かったのですが、今の升光先生のお話を伺いながら、もう1つぜひお願いしておきたいことは、先ほどおっしゃったとおりこれは幼稚園での預かり保育ということも今後含めて保育の量というところの受皿と考えたいという風に仰っていただいたのですが、3ページの2の表を見ると幼児教育というところが先ほど課長さんも実際に幼稚園というように説明をされていたところもありましたので、そうなってくるとあたかも幼稚園はもうじり貧でどんどんどんどん減って行って、もうとにかく仕事する人は保育園に行かなければいけないと、この表を見ると一般的にも、例えばこれがオープンになって市民の方が御覧になったら、幼児教育、幼稚園はもう減っていくんだとそういう方向で行政は考えますよと、逆に保育園なり保育機能のところを増やすんですよ、みたいに非常にそういう印象を私でも持ちますし、その立場の人が見るとやはりそういう風感じてしまうのです。ただ先ほど説明されたように、いやそうじゃないんですよと、幼稚園で預かり保育ということも入るんだということであれば、この記載と合致していないように思うのですが、どうなのでしょう。

○荒木制度改革担当課長

先ほど私が申し上げたとおり、本来は2号認定を受けられる状態なのですが、実際には、幼稚園の預かり保育で対応していきたいという方については、その分での量の確保を今後検討することになりますので、確かに幼児教育の数だけどんどん減っていく、これは幼稚園に入っている子が減っていくだけじゃないかと受取られかねませんので、記載の工夫等はしたいと思います。それと、この後また御審議いただくのですが、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みをこの後お話をさせていただきます。そこでも具体的に一時預かり事業（幼稚園型）ということでもた御説明をさせていただきますので、それも含めて整備ということでお考えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉田委員

吉田でございます。あまりこの表にこだわっても仕方がないと思うのですが、これは機械的に国が示した算定方式に従ってやった数値でございます、問題はこれをこの後事業計画というところで、量の確保でどういう風にとらえるのかということが1点だと思います。それからもう1つは、これは何度も言いますが機械的に出した話で、例えば3歳以上児でパートで働いていて2号認定を受けられたとしても、その保護者がいや私は午

前中パートですから、幼稚園で問題ないですと言えば、形式的には2号認定を受けられても、実際は1号認定で親の申請で行くということになりますので、これはそういうことを全然考慮していないある意味機械的に量の見込みを出した、これは京都市の意思では全くございませんので、それは誤解のないように前提として置いていただきたいと思います。それから私も1点確認ですが、ニーズ調査のときに、京都市ちょっとよく覚えていないのですが、一般的には48時間以上働いているかどうか、あるいは今後働きたいかということだけではなくて、今利用している施設は取りあえず置いておいて、今後どんな施設を利用したいかと、今は保育所を利用しているけれどもやっぱり幼稚園を本当は利用したいとか、あるいはこども園を利用したいとか、その逆だとか、一般的にはそういう調査もあったように私は記憶しておりますが、それがあれば多分先ほどの藤本委員の御疑問も解消するのだらうと思います。

○荒木制度改革担当課長

吉田委員が仰るとおり、今後どのような施設を使いたいかというような調査も当然しておりますので、その辺りについては今後の確保策のところ、また、お示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○安藤部会長

ではよろしいでしょうか。

それでは他にございませんようでしたら、この議題についての審議はここまでとしたいと思います。本日も活発な御意見をいただきましてありがとうございます。それでは本議題につきましては審議を終了したいと思います。本議題は事務局案のとおりとすることで、部会としての決議を行い、本会に報告するということによろしいでしょうか。

<一同承認>

はい、それではそういう形で進めさせていただきたいと思います。

それでは次の議題に移ります。2番目ですが、地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域ごとの量の見込みについて、事務局から説明をお願いいたします。

3 地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域ごとの量の見込みについて

事務局（荒木制度改革担当課長，澤井企画・民営保育園担当課長，有澤担当課長）から、資料2-1～資料2-5を用いて、地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域ごとの量の見込みについて説明。

○安藤部会長

ありがとうございます。ただいまの議題について御質問がございましたらお願いしたいと思います。

○吉田委員

何度も申し訳ございません、吉田でございます。資料2-2の時間外保育，延長保育でございますが、これはこれでいいのですけれども、受入れる施設側の体制について、大き

な問題にはならないかもしれませんが、今回保育認定2区分でございます。保育標準時間と保育短時間で、11時間を超えるというのは保育標準時間の方が11時間を超えて延長保育という形になりますが、理屈上は保育短時間で最大8時間とそれを超えた場合も延長保育になりますので、ここには保育短時間の分が含まれておりませんので、これについてのどのように理解すればよいか教えていただければと思います。

○澤井企画・民営保育園担当課長

制度の詳細等がまだ示されていないということもございまして、今回につきましては11時間を超えた部分のみを見込ませていただいております。

○吉田委員

それはそれで結構でございます。そうすると今後は供給量の確保のところ、当然そういうケースが想定されるので、そこで議論すればいいと理解しておけばいいのですね。

○澤井企画・民営保育園担当課長

お見込みのとおりです。

○升光委員

資料2-4のことなのですが、幼稚園協会の升光です。参考までになのですが、幼稚園に在籍する要保育児童、預かり保育を使って幼稚園に在籍しながら2号認定なのだけれども、という対象なのだけれども、ニーズ調査の時点でまだなかったことが、年度末に色々行政の皆さんとかの働きかけや相談の中で、私立保育園も預かり保育をより充実しようということが出て、今まで保護者の方が知らなかったミラクルな預かり保育の充実体制が今作られようとしていますので、それを知っていれば量の見込みも増えるかもしれない、ということで、これはうその数字かもしれない、と。参考の意見です。だから、先ほどの量の確保で、提供の確保策のところ、いろんな工夫がこれからできるのかなという、そういうところを配慮しながら、今の状況でのニーズ調査を踏まえての数字なのかなと。もう1つは、これは先ほどの(1)の議題の方と一緒になのだけれども、多分衆議院の方で、次世代育成支援法、10年のあれを更に延長してというのが今通ったと思うのですね。それは必要な要保育の子どもたちのうんぬんということもそうなのだけれども、それは施設の受皿の問題であって、もう1つは少子化の問題に対して国全体がどういう風に進んでいくのかというような、そのことをワークライフバランスというような言葉だけがいつも出ていますけれども、その辺のところ、11時間を超えた延長保育事業とか、もっと少子化に対する対策等々で京都の中で例えば企業の、いつも私が申上げている、小さい子どもたちを育てる御両親が働いている場合もっと整備して、延長保育が少しになるというようなそういうことを変更して考えて行って、何人要求があるか、要望があるか、現状では確かにニーズは広がっているかもしれないですけれども、そうじゃないようなもう1つの社会体制を作るということを並行してやっぱりやっていくということ、次の提供体制の確保のところ、みんな考えていくということ、前提に、了解するならばそういうことをみんなで確認しあいながら進んでいきたいなと思います。

○有澤担当課長

ありがとうございます。一時預かり事業の幼稚園型につきましては、先生仰っていただきましたとおり、現状の中でのニーズ調査に基づく量の見込みということで、先ほどからもお話がありましたとおり、また次年度以降の状況を考慮しながら、量の調整を図っていくということになりますので、その辺り状況を見ながらまた今後数字の方を確認していければなと思っております。

○荒木制度改革担当課長

先ほど升光委員からございました、私どももこの保育の量の確保だけではなくて、先ども少子化、ワークライフバランスという言葉もいただきましたが、まさしく車の両輪だと思っておりますので、整備をすれば全てがうまくいくというわけではございませんので、そういったような社会を作っていくというような取組みも大切かと思っておりますので、それを専門にさせていただく部会、子どもを共に育む社会環境づくり部会がございますので、そちらの方で十分議論をして、また、幼児教育・保育部会でありますとかその他の部会等の議論も踏まえて、車の両輪として取り組んでいって次期プランの中で位置付けていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。1つは時間外保育、延長保育の部分で、量の見込みの人日を300で割っておられますが、これは国の基準で出ている数字でしょうか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

見込みの際には月曜日から土曜日までということで、年間300日で計算させていただきました。

○井上委員

私も延長保育をやっている保育園でございますが、土曜日に関しましてはかなりの園が19時までではなく、18時までの京都市という特例保育の時間内でやっているケースがあると思うのですが、あくまでも国の基準ということでしょうか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

今井上委員の方から御報告ありましたけれども、実態的には土曜日は少ないということは認識しております。ただ制度上につきましては月曜日から土曜日までなので、300日で計算させていただいたところでございます。

○井上委員

もう1つですが、吉田委員さんからもお話がありましたように、国が日曜日も延長保育という表現をされているのですけれども、京都の場合も日曜に開けている保育園さんが何箇所かありますが、これについて意識調査というのをされる予定はあるのですか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

現在京都市では休日保育という形で、市内6箇所でさせていただいている実績がございます。今回休日の保育につきましては、運営費の加算で検討されていると聞いております。

○井上委員

今、国の公定価格の中で休日保育加算というのが入っておりますので、そういう形での対応ということですね。

○澤井企画・民営保育園担当課長

そうです。

○一村委員

市民委員の一村です。よろしくお願ひいたします。休日保育のことについて、今お話が出たので、ちょっと発言させていただきたいのですけれども、やはり働いている人たちは色々なスタイルで働いておられるので、例えばデパートとか飲食業で働いておられる方は土日出勤されている方も多くございまして、保育園にできれば日曜日は預けたいというニーズが全くないかというところというわけではないのが事実です。そういうときはやむを得ないので、いわゆる認可外の保育園に預けたりとか、ほとんどの場合は親元に預けているケースが多いかと思うのですけれども、そういう保育園が増えてくればいいのかと思うのと、もう1つは教育機関等で最近増えてきているのですけれども、祝日がハッピーマンデー法の関係で月曜日に集中しているため、特に私立大学や高等学校で月曜日を開けてやるところが増えておまして、それに伴いそこで働く教職員の方々がその日就労せざるを得ない状況が出てきているのが現状としてあります。どちらかというところは私に巻き込まれているのですけれども、そうすると結局保育園24時間365日開けろみたいな話になってしまうのですけれども、そういう様々なニーズが今出てきていまして、昔のようにみんな同じように働いて、土日はみんな休みという状況ではなくなってきているのかなというのが正直なところの感想であります。ですから、これは今の量の見込みとは関係ないのですが、これからの色々な運営に当たってはその辺も十分に考慮して、京都市なり、保育園さんなり、幼稚園さんもお考えならればいいのかと思います。それと先ほどの議論にちょっと戻るのですが、いわゆる0歳から3歳に上がるまでは子どもを預ける場合、今のところ保育園しか選択肢がないので、保育園に預けるのですけれども、そこから3歳から5歳になるときに、就労している親が幼稚園か保育園かという選択肢になるときに、ほとんどの場合は保育園に預けているのでそのまま保育園というケースが多いのですけれども、中には私の保育園でも何人か幼稚園に替えられた方もおられます。最近では幼稚園もいわゆる延長とか預かり保育をやっているからというので、そっちに移られる方も出てきています。ただそこでやはり一番ネックになるのは結局昼食の弁当の問題がありまして、そこが保育園と幼稚園の決定的な違いかなと私は思っています。そこがやはり働いている親からすると毎日弁当を作るのはすごく大変というのがあって、なかなか幼稚園に行くのを躊躇している親は少なからずいるんじゃないかなという気がしております。実際、こういうと語弊があるのですけれども、保育園か幼稚園のどちらが優れているか、優れていないのかということをお我々親としては特に考えなくて、要するにニーズに合った方にやっぱり預けるといえるものが多いものですから、あるいはたまたま近いところにあるところとかそ

の場所的なものもあると思うので、後はどういうサービスが受けられるのかというところら辺がそのさっき言った弁当があるのかいないのか、何時まで預けられるのかとか、後、夏休みになったときに何日間開いているとかその辺も結構重要になってくるのですが、その辺保育園ですと大体分かるのですが、幼稚園さんは園によってやり方が違うので、その辺はむしろ幼稚園の方から積極的に情報をオープンにしていいたら、もっと先ほど言っていた幼稚園のニーズが減る一方だといった話も逆に増えていくんじゃないかなと私個人的には思っております。

○有澤担当課長

先日幼稚園の預かり保育の状況等を報告させていただいたときに、各私立の幼稚園で給食を実施している割合も、2日ないし3日というところが半数以上あるということで、今後ニーズ等を踏まえながらそういった園も増えてくるのかなと、私の方から言うのではなく、升光委員か藤本委員の方からお話いただいた方がいいのかもしれないのですけれども、そういう結果も出ているということでございます。

○丸橋委員

NPO法人子育て支援コミュニティおふいすパワーアップの丸橋です。今ちょっとお話を聞いていて、私の方は京都ジョブパークマザーズジョブカフェのママさんコンシェルジュ事業で常にお母さんが本当に多い日は10人以上来られて、相談相談相談の毎日です。本当にたくさんの方が色々なことで困っておられて、色々なことで情報が欲しいと思っておられて、私たちは本当にもちろん保育園さん、幼稚園さん、また昼間里親さん、小規模保育園さん、他にも認可外園さん等いっぱいありますから、色々とお母さんも希望が違うのです。なんて違うのだろうと思うぐらい違う中で、あなたはということがお望みで、どういうところが一番良いと思っいらっしゃるかということや、それをまず聞き取ってから、それならこういうところとにかく行ってみてくださいというようなことを言っているのですけれども、本当の話、今仰っていただいたようにニーズが多様です。

ひとり親さん増えています。ひとり親の方なんか本当に就職の必要性が高い方のお話を色々聞かせていただいていたら、土日しかない、サービス業しかない、本当に保育園困っていますと。本当に大変だなといつも聞くだけで私たちも困ります。どうしたらこのような本当に困っている方が何とかならないのだろうかということと、本当に働き方が色々違うので、色々な方がすぐ長時間働くのが怖いし、そんなの無理だし、やっぱり少しだけ働いて、あの幼稚園のあの教育がどうしても受けたい、だからあの幼稚園でと、そういう方もいっぱいいらっしゃいますし、色々な意味でお母さんたちのニーズに応えていかなないとかなかなか今の状況が打破できないというか、子どもたちの未来がなかなか難しいと思います。それと、私いつも気になっているのが、私たちはこういう事業をさせていただいているおかげが一番思っているのが、本当にお母さんにとって必要な情報プラスお母さんたちをある意味教育できる場というのがないんじゃないかなとすごく不安になっているのです。例えば園見学に行くときのマナーであるとか、やっぱり一番大事なのが職場で子ども

が病気の時、色々な困った時にどういう風に職場とうまくやりとりして、本当に困った時に休んでいいよと言ってもらえるような方になっていけるのかどうか。とにかく自分たちが頑張っているから休んで当たり前みたいな方と誰も一緒に仕事をしたくないですし、お母さんたちこそ子どものためにどういう風に自分が成長できるのかというような、そんなところが私にしたら、こんなに働かなければならない方、働きたい方が増えている中で、職場に行くまでの色々な意味での教育できる場で、そこに保育情報から自分の行きたい園、子どもにどんな教育をさせたいか、どういう風に働いて一生をどうしていくのかというような将来的なことも踏まえたような、そういう場がないと、あるようでないなど。地域の色々な拠点とかもいっぱいありますけれども、お母さんたちの生涯にわたるライフプランとかライフステージを応援するような感じで行政の方も、正直なところずっと一生専業主婦でというような時代はなかなかもうやってこないかもしれないですし、御主人のお給料は下がりっぱなし、すごく厳しいリストラされて、相談に来て泣いている方もいっぱいいらっしゃいます。主人が辞めさせられて、子どもは障害を持っていて大変だと泣いて泣いて、そういうときにどうしていったらいいのだろうなど。これは行政が頑張っていただくしかないなと思っていますので、色々な意味で総合的にどういう風な情報提供をしていたらいいのかなどいつも思っています。

○荒木制度改革担当課長

丸橋委員からのお話はごもっともだと思っております。私ども行政が行う情報提供というのは、個々の施設を評価しにくいということもあり、機械的にならざるを得ないところも一部ございますが、特に丸橋委員がされているのはもう少し踏み込んで相手の生活、感情等も踏まえて、相談に乗っておられるのかなと思っています。そういったことが、今確かに子育て支援の関係で言いますと、拠点事業という形で、児童館でありますとか、つどいの広場でありますとか色々ところで色々な切り口でやっていただいていると思いますが、もうちょっとお母さんたちのためになるようなあり方等も含めて、現在これも先ほども申上げました子どもを共に育む社会環境づくり部会の方で、まさしく子ども子育て支援拠点事業のよりよいあり方などということもこれから次期プランに向けまして議論していくところですので、先ほどいただきました御意見等を紹介させていただきながら、本当に良い形で子どもにとって最善の利益になるような形で実現できればと思っています。

○柿沼委員

全国認定子ども園協会の柿沼と申します。本日は遅くなってしまい、申し訳ありません。先ほど一時預かりの幼稚園型のところで、量的なところと見直すということは理解できたのですけれども、今日ちょうどうちが保護者の懇談会がありまして、実はこの新制度の説明を保護者の方にして、要は秋口ぐらいには認定証の関係があるので、働いている方は市に取りに行くんだよという話をしながら、内閣府が出しているなるほどBOOKという保護者向けのものを印刷して配って説明したのですけれども、その経験からなのですから

も、もし京都市で認定こども園が、公定価格が出て増えていく場合、この幼稚園型の一時預かりの量というのがかなり変動するんじゃないかなと思うのですよね。というのは公定価格を見て、所得の高い方は保育料プラス一時預かり、市単独の補助があるにしても、その費用と2号での費用を比べてどちらが安いかによって多分選択される。2号認定があっても、1号のままで行く方もいれば、または多分所得が低い方については2号認定で行く。それによってかなりの差が出てくるんじゃないかなと思うので、できたら公定価格が出て、1年経過して、認定こども園がどれくらいできるのかにもよると思うのですけれども、その辺で保護者の選択によって、この数というのがかなり変わってくるということだけ、今日保護者の表情を見ながら、また質問を受けながらやっていくとその辺のシビアな、若干でも安ければ1号の一時預かり、かなり差が出れば2号で使っていくといった、標準時間、また短時間ということもその辺で働き方も今度は保護者が選ぶようになるのかなと思うので、それが今日ちょっと話を保護者にしていて感じたことなので、多分そこで必ずここだけは見直した方がいいと思いますので、よろしく願いいたします。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。ここで言うことじゃないのかもしれないのですけれども、先ほど一村委員さんもお話いただいて、そうだなと大変参考にさせていただいたのですけれども、やっぱり全ての施設が多機能を備えてフルスペックでというのは理想かもしれないのですけれども、私は市長さんも仰った京都ならではというところかというと、やはり市民の方、子どもの育ちとか働き方とか子育て観とかで、保護者の人たちがわが子にとってはこういうところが良いなというように選択肢が豊かにあるということがとても大事ではないかなと思います。そうすると延長保育をすとか、病児・病後児保育をすといったことはとても大事ですし、必要な方のニーズに応じてあげることが大事だと思うのですけれども、とはいえそれを全ての施設に求めてしまうと現場が疲弊しちゃうという現実も一方ではあると思うのですよね。だから逆に要は全部やらないと安定した経営ができないという風になるのではなくて、そういうことをうちはやらないけれども、小規模だけれども、というところでもちゃんと安定して経営ができるということがないと、余力のある大きいところだけが残ってしまって、結果的に保護者には選択肢がないみたいな構図になってしまったり、非常にこの制度が悪い方向に働くと思います。だからぜひ京都ならではの制度のところでは、ここで言うことではないとは思いますが、様々な思いを持っておられる方が選択肢の中から自分に合ったものを選べるような、そういう制度にぜひしていただければなと思いました。

○天野委員

日本女子体育大学の天野でございます。丸橋委員の本当に保護者の方、地域のお母様方、皆様に寄り添って、日々取組んでおられるお姿が目につかぶような御意見や、また保護者の思い、ニーズと一言で言ってしまうけれども、本当に一人一人の置かれている状況、逼迫した状況、また子どもたちが置かれている状況も様々だと思います。必要な人にして

かりと制度の手が届くような、先ほど認定こども園の御説明の中で、確かにどちらが金銭的な負担が少ないかと計算ができる方とか、あるいはできるように説明をすぐしてくださる方がそばにいるような状況ではなく、かなり孤立して子育てしていらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思います。先月のベビーシッターの事件等も、本当に驚き憤慨しつつも何ともいたたまれないことがありましたけれども、繋ぐ人、寄り添いながらその人にとって、色々な選択肢が必要だというお話がありましたけれども、どういう選択があり、どういう選択ができ、どういう選択が自分にとっていいのかをコーディネートしたり、分かりやすく説明したり、繋ぐ人の存在というものが今後ますますこれだけ多様化している中で、余計に必要になってきますし、子どもの最善の利益という軸は絶対にぶらさないで、子どもたちの健やかな成長と幸せということが何よりも大事であるということ、決してそれはぶれないようにしたいなという風に皆様の御意見を聞いていて思いました。

○安藤部会長

ありがとうございます。それでは他にございませんでしょうか。それでは他にございませんようでしたら、この議題についての審議はここで終わらせていただいでよろしいでしょうか。

本日もこの件につきまして、また色々とお意見をいただきましてありがとうございます。それでは本議題につきましては、審議を終了したいと思います。本議題は事務局案のとおり部会としての意見を決議し、本会に報告することによってよろしいでしょうか。

<一同承認>

それではそのように図りたいと思います。それでは次の議題に移ります。3番目ですが、施設・事業の認可基準等について、事務局からまず報告をお願いしたいと思います。

4 施設・事業の認可基準等について

事務局（澤井企画・民営保育園担当課長、遠藤担当係長、田中担当係長、山本担当係長）から、**資料3**を用いて、施設・事業の認可基準等について説明。

○安藤部会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問ございましたらお願いしたいと思います。

○天野委員

天野でございます。3点程でございます。一つは、今回の動き中で1歳児が5：1になるのではないかと保育界は期待を寄せていたのですけれども、1歳から3歳未満児は6：1と現行のままの配置基準になされておりまして。この点はすでに以前から自治体単位ですすね、特に1、2歳児の職員配置基準が各自治体でもう少し、5：1にしたり、またある市では4：1にしていたりします。そういった可能性があるのかどうか、といったところ。

それから二つ目は、私は幼稚園に勤めていたときは幼稚園教育要領がバイブルでした。保育園に勤めていたときは保育所保育指針がバイブルでした。その後、保育指針が拡充化

され、数年前に最低基準から施設及び運営に関する基準に変わりましたが、保育指針は、遵守すべき保育の内容の基準ということで、参酌ではなくて、従うべきところに入っているかと思います。最初は、当時はですね、今回出される中で、幼稚園教育要領も保育所保育指針もそして今パブコメをとっております発表されました認定こども園の教育・保育要領もですね、参酌すべき基準でいいのだろうか、というところで、その標準、基準を軸にしないと、全ての保育者の根幹にないといけないのではないかと私は考えております。保育指針や幼稚園教育要領やこども園の教育・保育要領を理解しないまま保育者としてこの国で保育することはできないのではないかという風に考えております。その点をお願いしたいと思います。

それから3つ目は、防災についてです。保育園は最低基準時代から、月1回の避難訓練が義務付けられていましたので、本当に毎月毎月火災や地震やまたいろいろな不審者対応ですね、想定して場面を非常に細かく想定して、4月から3月まで1回以上、必ず1回やるということが義務付けられていました。被災地などに行きますと、4、5、6月は、月2回やっていました。そういう話をある方から聞いて、本当に避難訓練をやっておいてよかった、という話を各地でお聞きしました。幼稚園・小学校でももちろん頻繁にやってらっしゃるところもあると思いますけれども、義務として作り変えなくても、しっかりと行っていたのは保育園で、被害を抑えられた取組も評価されています。私はやはり防災とか、震災とか、いつ起きるかわからない、自然災害に対しての備えは、従うべき基準じゃなくていいのかな、と危惧するところでございます。以上です。

○荒木制度改革担当課長

京都市では保育園の基準について、条例上、先ほどありましたように、3歳児については、15:1とすでに規定しております。今回国の方から加算で対応するということが示されました。理由としては、保育士確保の問題もあると聞いています。京都市はすでに15:1でやっているということもございますので、保育所の現行の取扱いも踏まえて、職員配置基準を考えていかないといけないのかな、そのように考えております。

2点目、保育要領等と3点目の避難訓練の関係もございまして、京都市では、監査指導課という課が毎年全ての保育園に対して実地監査を行っているのですが、その中でも月1回以上必ず避難訓練を行うようにと、そういう指導もしておりますし、従っていない場合については、厳しく指導もしているという状況もございますので、天野委員がおっしゃるように、参酌にすべきか従うべき基準にすべきかということはございますけれど、そのあたりについては適切に対応できるような形でどうするのか考えていきたいと思っております。

○天野委員

全ての保育の場で必要ではないかと思っております。

○荒木制度改革担当課長

そこはおっしゃるとおりだと思いますので、どのように対応するのか、今後考えていき

たいなと思っております。

○藤木委員

今15ページで対一の看護に必要な障害者の居宅訪問型事業があると書いておりますけれども、これは京都市ではどれくらいあるのでしょうか。それと障害者という言葉が児童とか出てくるんですけれども、それはもう含まれた障害児を一人の児童として数に含まれているのでしょうか。教えてください。

○荒木制度改革担当課長

現在居宅訪問型は京都市では実施しておりません。新しい事業体系ということになりますので、今後京都市でどうしていくかということ、確保方策の中で検討していくことになるのかと思います。今の配置基準につきましては障害児も含めた配置基準になっておりますので、委員がおっしゃるところの、例えば障害者がいれば、手厚い配置基準になるのかというお話かなと思うのですが、障害児も含めた配置基準ということになっております。

○澤井課長

京都市の保育所、保育園における障害児さんの加算でございますけれども、配置基準上は子どもさんの人数に応じて、というところと、障害児さんの場合につきましては、京都市の判定会議等で認定させていただいた場合に、加算あるいは加配という形で配置させていただいております。

○藤木委員

つくっていただけるんですかね。居宅訪問型事業というのは。京都市でも。

○荒木制度改革担当課長

制度の趣旨を踏まえてですね、どうしていくのか、今後部会の中で御議論いただけるものかなと思っておりますので、5月以降になろうとは思いますが、先ほどの量の見込みに対してどれくらい年次計画をたてて整備していくのかということ、御議論いただく中で、御検討いただけたらと思っております。

○井上委員

保育園連盟の井上でございます。認可基準の項目の資料3の別紙1の8ページのところなのですが、運動場・園庭面積の項目なのですが、これを読ませていただきますと、代替地の問題、満2歳児については、代替地の面積参入を認めるけれども、3歳以上の面積基準で隣接地等の公園等の代替地はこれを認めないという風に読んだらいいのでしょうか。

○荒木制度改革担当課長

8ページの⑤番のところですかね。

○井上委員

はい、⑤の幼稚園又は保育園が要保連携型にいく場合の運動場の面積について、代替地の取扱いということなのですが。

○荒木制度改革担当課長

新設の場合につきましては、代替地の面積参入は認められませんが、移行特例の部分に

なりますので、同敷地内で又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合につきましては、現在保育園として基準を満たして運営をしておられている場合に、要保連携型認定こども園に行こうと思っても、土地が急に出てくるわけではございませんので、設備ものについては、一定の移行特例を設けようという発想で考えられています。ソフト面につきましてはですね、運営の仕方等については、今まで保育園でやっていなかったためできません、ということにはならないと思いますので、これは認められませんが、設備ものは一定認めていくということになっています。委員の御質問のところでは、3歳以上の面積基準につきましては、国基準では認めないという形になっております。現在はパブリックコメントの段階ですが、最終的には省令を見た上でということになります。

○安藤部会長

今の基準は新規のものと移行特例の分と分けてありますので、他にございませんでしょうか。

○藤本委員

幼稚園連盟藤本です。すみません、時間ももう過ぎてるんですけどもね、今の井上先生のお話のもう一回確認なんですけれども、荒木課長さんの御説明はよくわかりましたが、この8ページをもう一度見ると、今の該当箇所、満2歳以上のこどもに係るという風に書き出してあって、うんぬん確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積に限り、とありますよね。これを日本語で読むと、満2歳のことだけはいいですよ、という意味なのではないですか。①から下の④までの特例を満たした満2歳までの面積はオッケーですよ、というのが国の回答じゃないのですか。回答というか案なのではないですかね。この日本語はそういう風にとれるんですけれども。

○澤井課長

委員のおっしゃるとおりでございます。満2歳の要保連携型になった2歳の子どもさんの部分の分の保育園庭面積が足りない場合に代替地の参入を認めるという趣旨でございます。

○藤本委員

それでは私、これぜひ皆さんで議論したいのはやはり基準というのは非常に大事なところなんです。これは国の案で、国がパブコメしているということなんですけれども、よくわかるんですね。色々なところでやはり国基準を参考にしていくってことはわかるのですが、さきほども言いましたように京都ならでは、新制度というのを作っていく上では、このいわゆる基準というのは非常に大きな意味合いを持つと思います。その中でさきほどおっしゃったように、京都市の保育所はすでに先駆的に配置基準を国を上回ることをやっておられる。これはやはり素晴らしい。逆に国の制度がようやく京都の保育制度に追いついてきたところがあると思うんですね。それを考えたときに国基準を全部のんでいくのではなくて、例えば今の運動場のこともそうですし、例えば保育室を何階におくかということも、国基準でいったら3歳以上は制限あるけれども、3歳未満時についてはもうい

いですよ、という基準ですよ。行ってみりゃ0, 1, 2歳であれば何階でもいい、言うてみりゃ4階だろうが7階だろうがビルの8階だろうが基準をみたしていたらいいんですよ、というのが国基準じゃないですか。違っていませんか。そういうことですよ。あの012歳やったら。それはやはり東京とか大都会やったら土地もないからね、まあわからんこともない。わからんこともないけど、やむを得ないのかもしれない。そういう色々な状況をですね、首都圏の状況を全国地方にどっとおしなべるといのはちょっとおかしいと思うんですよ。そこでやはり京都で、この会議でテーブルで基準を作れるんでしょから、これら京都についてはやはりそういうことは認めていきませんよということをや、これはちゃんと、国基準と違うものをつくるためには、色々な理論武装する必要があると思いますけれども、子どもの最善の利益というところにとって、京都ならではの方式を作られるのであれば、例えばですけれども、やはりこういうところはきちんとですね、会議の中で京都方式を織り込んでいくべきだという風に思います。

○荒木制度改革担当課長

先ほど一つ目と二つ目の審議事項で量の見込みにつきましては、決議いただきまして確定させていただきましたので、4月24日の本会の方に御報告させていただこうと思っているのですが、こちらの認可基準は、まだ省令も示されておりませんので、今日の意見も踏まえて、最終的に省令が示されてから、この部会で御議論いただいた上で、決めていただきたいと思っております。

○安藤部会長

そういう性格のもので、その辺をおくみいただけたらと思います。私の不手際で時間がだいぶオーバーしまして申し訳ございません。

○白井委員

最後にすみません。京都市昼間里親連絡会の白井でございます。京都市のパブリックコメントはいつ実施されますでしょうか。

○澤井課長

6月以降に実施の予定でございます。資料3の1ページ目の右下の方にお示しさせていただいているところでございます。

○安藤部会長

よろしいでしょうか。それでは今日は皆様色々御意見を頂戴しまして本当にありがとうございました。先ほどもありましたように本部会としての決議を行いました幼児教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みにつきましては、4月24日の子ども・子育て会議本会において報告を行いたいと思います。それでは事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

○長谷川施設整備課長

安藤部会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、本日は大変お忙しい中、長時間にわたりまして御審議いただき、厚く御礼申し上げます。以上で第4

回幼児教育・保育部会を終了させていただきます。